

酒田市犯罪被害者等見舞金のご案内

犯罪の被害にあわれた方へ

犯罪被害の状況に応じて見舞金を支給します

◆令和6年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象です。

見舞金の種類	金額	対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなられた方のご遺族※1
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により重傷病※2を負われた方

※1 配偶者(事実婚関係や本市又は山形県の「パートナーシップ宣言制度」に基づきパートナーシップを形成していた方を含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※2 療養機関が1か月以上、かつ、医師に下記の診断をされた方

【身体的な負傷・疾病の場合】3日以上入院

【精神疾患の場合】3日以上労務に服することができない

対象となる犯罪	人の生命または身体を害する罪に当たる行為、かつ、警察に被害が認知された犯罪行為
住所要件	犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに、市内に住所があること
申請期限	犯罪被害を知った日から2年以内 又は、発生した日から7年以内 ◆やむを得ない理由が認められる場合は、その理由がなくなった日から6か月以内

詳しくはお問い合わせください

酒田市 まちづくり推進課 市民相談室

電話:0234-26-5726

Eメール:machi@city.sakata.lg.jp

見舞金制度の主なQ&A

Q 対象となる「犯罪行為」は具体的にどのようなものですか

日本国内において発生したもので、主な犯罪行為として、**殺人、強盗致傷、傷害、強制わいせつ**などが想定されます。

なお、過失による行為は対象外のため、**交通事故は一部(危険運転致死傷等)**を除き含まれません。

Q 遺族見舞金の支給対象となる遺族が複数人いる場合はどうなりますか

遺族見舞金は**第1順位のご遺族**に対して支給されます。

【遺族の範囲及び順位】()内の数字は支給を受けられる遺族の順位

1 (1) 配偶者

◆事実婚関係や本市又は山形県の「**パートナーシップ宣言制度**」に基づき
パートナーシップを形成していた方含む

2 犯罪被害者の収入により生計を維持していた

(2) 子、(3) 父母、(4) 孫、(5) 祖父母、(6) 兄弟姉妹

3 2に該当しない

(7) 子、(8) 父母、(9) 孫、(10) 祖父母、(11) 兄弟姉妹

Q 見舞金の支給対象外となる場合はありますか

被害者や犯罪被害に遭われた方が以下に該当する場合は対象外となります。

- 被害者と加害者との間に夫婦、直系血族、3親等以内の親族関係がある場合
- 犯罪行為を誘発した場合や、被害者にもその責めに帰すべき行為があった場合
- 暴力団員等又は暴力団を利するおそれがある者に該当する場合
- 犯罪被害者が、当該犯罪行為を容認していた場合
- 見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

酒田市ホームページもご覧ください。

酒田市 犯罪被害者等見舞金

検索